

特別養護老人ホームほっとはうす千羽ふたば館ユニット型利用料金表

1. 基本料金(介護保険給付対象サービス)
ご入居者の要介護度に応じて、ご利用日数分をお支払いいただきます。

(単位:円)

	日 額					月 額										
要介護度	介護福祉施設 サービス費 (基本報酬)	日常生活継続支 援加算Ⅱ	看護体制 加算Ⅰ	栄養マネジメン ト強化加算	個別機能訓練 加算Ⅰ	個別機能訓練 加算Ⅱ	個別機能訓練 加算Ⅲ	口腔衛生管理 加算Ⅱ	科学的介護推進 体制加算Ⅱ	生産性向上推進 体制加算Ⅱ	高齢者施設等感染対 策向上加算Ⅰ	高齢者施設等感染対 策対策向上加算Ⅱ	褥瘡マネジメン ト加算Ⅰ	協力医療機関 連携加算	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	①介護報酬 自己負担額 (31日分)
	ユニット型個室															
要介護1	768	46	4	11	12	20	20	110	50	10	10	5	3	50	3,688	30,037
要介護2	836														3,983	32,440
要介護3	910														4,305	35,056
要介護4	977														4,595	37,423
要介護5	1,043														4,882	39,756

要介護度	日額		②食費+居住費 (31日分)	①+② 入居者負担額合計(31日分)	
	食費 (おやつ代込み)	居住費 ユニット型個室		ユニット型個室	
要介護1	1,900	2,066	122,946	要介護1	152,983
要介護2				要介護2	155,386
要介護3				要介護3	158,002
要介護4				要介護4	160,369
要介護5				要介護5	162,702

※介護保険負担割合が2割の方は介護報酬自己負担額(各種加算を含む)が2倍、介護負担割合が3割の方は、介護報酬自己負担額(各種加算を含む)が3倍となります。

2. 加算について

【全入居者へ算定となる加算】

日常生活支援加算(Ⅱ)	介護福祉士の数が入居者6名に対して1名以上で、かつ下記のいずれかに該当する場合に算定します。 ①新規入居者のうち要介護4・5の占める割合が70%以上 ②新規入居者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が入所者の65%以上 ③痰の吸引が必要な利用者の割合が、入所者全体の15%以上	46円/日
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師が基準を1名以上上回っている場合に算定します。	4円/日
栄養マネジメント強化加算	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置し、食事の際に変化を把握し、継続的な栄養管理の実施を行います。入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。	11円/日
個別機能訓練加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	機能訓練指導員等が、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、これに基づき個別機能訓練の実施・評価を行います(Ⅰ)。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け訓練の実施に活用します(Ⅱ)。口腔衛生管理加算及び栄養マネジメント加算を算定し、共有した情報を踏まえ必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行います。	(Ⅰ)12円/日 (Ⅱ)20円/月 (Ⅲ)20円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が実施した口腔ケアを評価し、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた情報を活用した場合に算定します。	110円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入居者ごとの心身の状況等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた情報を活用し、必要に応じてサービス計画等を見直します。	50円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	データにより業務改善の取組による成果が確認でき、見守り機器を導入し、職員間の適切な分担ができた場合に算定します。また1年以内ごとに1回データの提供を行います。	10円/月

高齢者施設等感染対策向上研修(Ⅰ)(Ⅱ)	指定医療機関と連携し、院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加した場合に算定します。(Ⅰ) 感染制御等の実地指導を3年に1回以上受けた場合に算定します。(Ⅱ)	(Ⅰ)10円／月 (Ⅱ)5円／月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	施設入所時に褥瘡の有無を確認し、褥瘡の発生とリスクについて3ヶ月に1回評価します。評価の結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に必要な情報を活用します。	3円／月
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	協力医療機関と連携し、入所者の病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定します。	50円／月
安全対策体制加算	入居時に1回のみ算定します。	20円／回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の処遇改善を目的とし、職員賃金の改善に関する計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を事業者が講じている場合に算定します。	(サービス費＋各種加算) ×14%

【必要な入居者のみ算定となる加算】

初期加算	入居日から30日を限度に算定します。30日を超える病院等への入院後、再入居された場合も同様です。		30円／日
外泊時加算	入院や外泊をされた場合に算定します。(ひと月に6日が限度)		246円／日
経口移行加算	医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。		28円／日
経口維持加算(Ⅰ)	医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が摂食障害を有し、誤嚥が認められる方に経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。		400円／月
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容の食事が提供された場合に算定します。		6円／回
看取り介護加算(Ⅱ)	入居者又はご家族の同意を得て、職員が共同して看取り介護を行った場合に算定します。	死亡日45日前～31日前	72円／日
		死亡日30日前～4日前	144円／日
		死亡日前々日、前日	780円／日
		死亡日	1,580円／日

3. その他の利用料金

以下のサービスは利用料金の全額が契約者負担となります。

サービス名	利用料金	サービス名	利用料金
特別な食事	実費	ヘアカット・顔剃り	2, 640円～3, 000円
日常生活品	実費	パーマ	4, 180円
クラブ活動	実費	ヘアカラー・マニキュア	4, 180円
複写物の交付(白黒)	1枚 10円	外出支援	1, 000円～
写真の現像・カラーコピー	1枚 20円	電化製品持ち込み	1つにつき1日50円

※おむつ代は介護保険給付対象となっておりませんので、自己負担はありません。

【収入による配慮】

居住費及び食費については、収入により負担限度額が設けられます。ただし世帯が違っても配偶者が課税されている場合や、預貯金の金額が基準額以上の場合は対象外となります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費(ユニット型個室)	880円	880円	1, 370円	1, 370円	2, 066円
食費	300円	390円	650円	1, 360円	1, 900円